

告 示

埼玉県告示第八百七十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年七月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年七月三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ゆずり葉の会

三 代表者の氏名

浅見 勉

四 主たる事務所の所在地

埼玉県入間郡毛呂山町大字川角六百十番地二

五 定款に記載された目的

この法人は、共同生活援助（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十六項に規定する共同生活援助をいう。以下同じ。）並びに食品の製造、販売及び配食（以下「配食等」と総称する。）に関する事業を行い、もって地域社会における福祉の向上に寄与することを目的とする。